

令和6年9月3日

建設業団体の皆様

特殊車両通行確認制度の広報へのご協力をお願い

国土交通省道路局車両通行対策室

いつもお世話になっております。国土交通省道路局車両通行対策室です。

このたび、特殊車両通行確認制度の広報資料（ポスター・チラシ）を作成しましたのでお送りさせていただきます。

特殊車両通行確認制度につきましては、日々利便性の向上を図っているところであり、利用前に「お試し経路検索」も可能ですので、貴団体の会員様にも周知いただくと共に、活用のご検討をいただけますと幸いです。

なお、「お試し経路検索」につきましては、特車登録センターのホームページからもご利用いただけます。

また、特殊車両通行確認制度の広報に向けて弊省や特車登録センターのHPを随時更新していますので、差し支えなければ貴団体のホームページ等へのリンク貼り等を通じて会員様に周知いただけますと幸いです。

●国土交通省「特殊車両通行制度について」

<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/>

●特車登録センター

<https://www.tks.hido.or.jp/>

以上

特殊車両 通行確認制度 運用開始



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車



で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

☎ TEL 0120-161-948 (トウロクトクシャ)



国土交通省

特殊車両通行の手続きは 早い・簡単・便利な 通行確認制度で!



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも
対応できるので、
荷主様にも大変
喜ばれています。

オンラインシステムは
操作も簡単だし、自動
で経路検索してくれる
ので助かります。

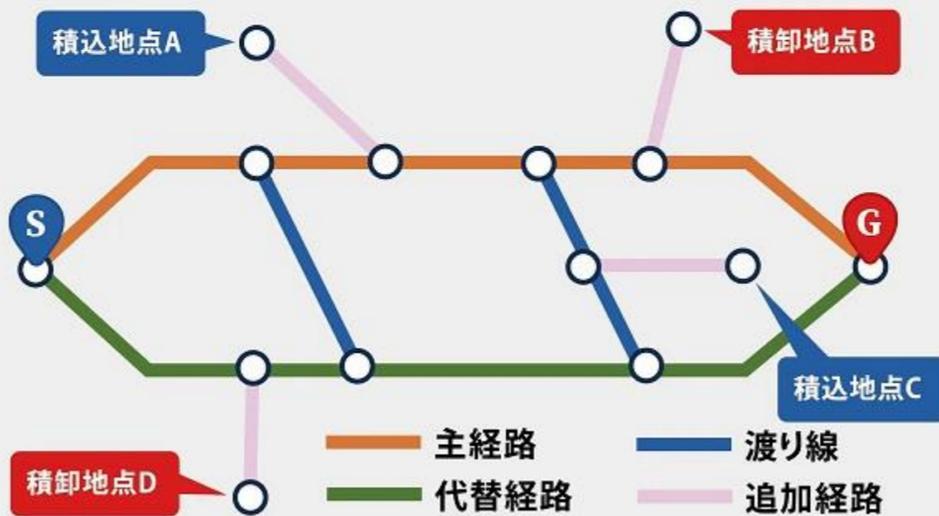


(Y建設会社 B様)

こんな場合に特におすすめ!

■ 固定ルートで途中で積込・積卸地点が多い

→2地点双方向2経路検索+ **追加経路**



元経路(S-G間主経路/代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円!

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い

→都道府県検索+ **追加経路**



元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円!

急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速道路の経路確認が可能に!
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP!
- 走行時に携行が必要な回答書一式の文書量を削減!
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に!
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定!(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます!